

社員の問題行動に対する対応

－ハラスメントリスクを踏まえて－

～内田法律事務所による労務課題セミナー～

開催要項

■日 時 2025年5月23日(金)15:30~17:00 開場(15:00)

■場 所 大阪中小企業投資育成株式会社 セミナールーム

(大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル28階／京阪「渡辺橋駅」直結)

■費 用 無料

■申込締切 5月15日(木)

■申込方法 大阪投資育成のHP、または右の二次元コードからお申ください。

※同業の方からのお申込はお断りさせていただきますので、ご了承ください。

◎リアル限定申込URL

(<https://sbic-wj.seminarone.com/tf148-r/event/>)

定員:30名程度

直接会場にお越しください。

【スケジュール】
15:30~16:30 講演
16:30~17:00 質疑応答



※参加申込いただきました個人情報は、参加者名簿として講師機関と共有し、セミナーの企画・運営・実施のために利用する他、関連するアフターサービス、必要な情報提供及び投資育成制度に関する各種ご案内のため使用いたします。
また、申込された方には出席・欠席を問わず講師機関及び弊社より後日ご連絡させていただく場合がございます。

セミナー内容

近年、社員の問題行動に対して注意・指導をした上司が部下から「ハラスメントだ！」などと指摘されたり、部下からそのような指摘をされることを恐れるあまり、上司において適切な注意・指導等ができないことがあると言われております。

本セミナーでは、社員の問題行動に対する対応について、ハラスメントに該当するか否かや、そのリスクを踏まえて解説いたします。

講師紹介

内田法律事務所 弁護士 内田 光彦

2007年に東京大学法科大学院を卒業し、同年司法試験に合格。2008年に弁護士登録し、長島・大野・常松法律事務所に入所。不動産証券化やM&Aなどを含めた渉外弁護に従事する。その後、2011年に司法修習地である沖縄弁護士会に登録替えをし、2017年に内田法律事務所を開設する。現在は、経営法曹会議会員として使用者側の立場で労働関係のアドバイスをするなど、主に企業をクライアントとして顧問業務を行っているほか、琉球大学法科大学院にて労働法の講義を担当するなどしている。